

横浜第九十六団育成会会則

一. 総則

- 第一条 本会の名称は横浜第九十六団育成会、以下（本会）と称する。
- 二. 本会は九十六団のスカウトの保護者及び九十六団の青少年のスカウト運動の目的に賛同し青少年の健全な育成に奉仕する会員により構成される。
- 第三条 本会の事務局は会長宅または会長指名者宅におく。

二. 会員

- 第四条 本会の会員のうちスカウトの保護者を一般会員と称号する。
二、日本連盟へのスカウト登録年齢に達しない子の保護者も、その後の登録を前提に一般会員になることができる。
- 第五条 本会の会員のうちスカウトの保護者以外を賛助会員と称号する。

三. 目的及び事業

- 第六条 本会は、奉仕の精神で地域社会におけるスカウト運動を推進することを目的とする。
- 第七条 本会の目的達成のために、次の事業を行う。
一、団委員の選任をおこなう。
二、会員より会費の徴収。
三、資金調達のための各種行事、その他を実施する。
四、育成会員は団および隊の要請により支援する。

四. 総会及び会計年度

- 第八条 本会の運営は総会の決議により行う。
- 第九条 一、定期総会は、原則として年一回4月に行う。
二、会長が必要と認めた場合、臨時総会開催することができる。
三、会員の過半数以上が希望した場合、会長は臨時総会を開催しなければならない。
- 第十条 総会の成立は会員の過半数(委任状を含む)とする。
- 第十一条 定期総会においては次の事項を審議決定する。
一、事業報告
二、会計報告
三、事業計画
四、予算審議
五、役員を選出
六、その他必要事項
- 第十二条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

五. 役員及び任期

- 第十三条 本会に次の役員を置き円滑なる運営の実施にあたる。

- 一、会長 1名
- 二、副会長 若干名
- 三、会計 1名
- 四、会計監査 2名
- 五、事務局 若干名
- 名誉役員 育成会に願著に貢献した人

第十四条 役員会の成立は、構成員の過半数とする。
第十五条 役員任期は、1年とし再任を妨げない。

六. 会費及び徴収方法

第十六条 一般会員は、育成会費・登録費に関する規定に従い年会費、登録費を納入する。
第十七条 賛助会員は、育成会費・登録費に関する規定に従い年会費を納入する。
第十八条 必要に応じ総会又は役員会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

七. 顧問及び相談役

第十九条 本会は、顧問及び相談役をおくことができる。
第二十条 顧問及び相談役は、会長が委嘱する。

第八章 慶弔及び見舞金

第二十一条 次に記すものに対し、育成会より慶弔及び見舞いの意を表す。
イ) 本会に在籍している者。
ロ) 本会に在籍する者と同居する者。
ハ) 本会に過去に在籍した者および特別に貢献した方について、育成会長または役員会が贈る必要があると認めた者。
第二十二条 慶弔及び見舞金は原則として一万円以下とし、特に著しく本団に貢献した者に対しては花輪等を贈ることができる。
第二十三条 慶事及び見舞金は前条の(イ)に該当する者のみを対象とする。
弔事は前条の(イ)(ロ)(ハ)すべてに該当する者を対象とする。
第二十四条 この章の内容は、事前または事後に必ず育成会役員会の承認をえなければならない。

第九章 その他

第二十五条 会則の改定は総会参加者の三分の二（委任状含）以上の承認をもって改定される。

施行：平成11年9月1日
一部改定：平成18年9月10日
一部改定：平成19年9月30日
一部改定：平成20年9月28日
一部改定：平成28年4月24日
一部改定：令和4年4月17日

資料2

育成会費・登録費に関する規定

(趣旨)

第1条 横浜第九十六団育成会（以下「本会」と言う）会則第六章「会費及び徴収方法」第十七条、第十八条（付記.1）に定める本会会員の会費はこの規定に定めるところとする。

(一般会員)

第2条 一般会員は以下の会費を育成会に前納する
一般会員費は月3,000円とする。ただしビーバー隊は月2,800円とする

2. 一般会員の第二子以降は月1,500円とする
3. 一般会員の子供が休隊する期間は月500円とする
4. 一般会員の子供がローバー隊所属時は育成会費が免除される
5. 前項の規定に基づく一般会員の会費は、災害や感染症蔓延などで96団全体の活動が通常通りに行うことが著しく困難な場合、育成会長、副会長、団委員長、副団委員長、各隊隊長の合意と団委員会・団会議の承認によって、総会の決議を経ることなく、一部の徴収を免除することができる

(賛助会員)

第3条 賛助会員は以下の会費を育成会に納入する
賛助会員費は年3,000円以上とする
ただし、登録をする賛助会員は年8,000円以上とする

2. 賛助会員の会費は登録の前年の12月末日までに納入する

(登録費)

第4条 登録費は、日本連盟、神奈川県連盟、みなと地区に関する登録費からなる(2018年5月の時点でスカウトの登録費は5800円である。正当な手続きで金額が変更された場合は、変更後の金額とする)
スカウトについては育成会費とは別に、登録費全額を登録の前年の12月末日までに育成会会計に納めることとする。未納の場合は退団の意思があるものとする

2. 登録するリーダー・団委員の登録費は育成会が負担する

(規定の廃改)

第5条 この規定の改廃は育成会総会の決議による

(付記.1)

育成会会則第六章「会費及び徴収方法」

第十七条 一般会員は、規定に従い前納する

第十八条 賛助会員は、規定に従い年会費を納入する

施行	2008年9月28日
一部改定	2011年9月25日（日連登録費改定）
一部改定	2012年1月9日
一部改定	2016年4月24日（期の時期変更に伴う変更）
一部改定	2017年4月23日（「みなと地区」発足に伴う変更）
一部改定	2019年4月21日（日連登録費改定）
一部改定	2020年5月31日（徴収免除規定追加）

～横浜第96団～ ボーイスカウトにかかるお金

1. 入団時に必要な費用（入団時に1回だけです）

入団金には日本連盟登録費用（「そなえよつねに共済」込み）、神奈川連盟登録費、みなと地区登録費、スカウト会館維持費、96団チーフ代、ビーバーノート、カブブック、制服のバッジ類の費用が含まれています。制服などはご自身で購入するか、お古もありますので、ご相談下さい。

項目	費用
入団金	10,000円
保護者保険代(ビーバーのみ)※	900円

※ビーバー隊の場合は保護者にも「そなえよつねに共済」に加入していただきます。（1名必須、2名以上は任意）。入団時のみ、保険代**900円**を隊長または副長に直接渡してください。翌年の登録更新時以降の保険加入料1人分は団で負担いたします。（共済保険代は、年度後半は割引されます）

2. 年間に必要な費用

1) 育成会一般会員

項目	費用
育成会費 (毎月)	ビーバー 1人目 2,800円/月 カブ以降 1人目 3,000円/月 スカウト2人目以降 1,500円/月 休隊 500円/月
登録費※(年1回12月)	スカウト毎 5,800円/年

[ローバースカウト年間費]

項目	費用
ローバースカウト年間費 (登録費込み、12月)	1人 6,600円/年 (登録費5800円、ローバー隊費800円)

2) 育成会賛助会員

項目	費用(年1回12月)
育成会費	1人 3,000円以上/年
育成会費(登録指導者)	1人 8,000円以上/年

※休隊する場合は、隊長に休隊届けの提出が必要です。

※ローバー隊に所属するスカウトの会費は登録費と合わせて年1回になります。

※一般会員登録費、ローバー年間費、賛助会員会費は12月末までに納入願います。

※一般会員の育成会費は、月末までに翌月分を納入してください。半年や1年分など、まとめて振り込まれても結構ですが、決算の都合上、年度末をまたがないよう、ご配慮ください。

※団夏の村や冬の村（スキー）、スケート訓練などは、別途、参加費をいただきます。ジャンボリーや海外派遣参加も同様に別途費用がかかります。

※指導者の日本連盟登録費は7500円、県連と地区、共済保険合計で10200円。

3. 費用の振込先

横浜銀行 大船支店 普通 1221937 (ビ-アイ96)

上記の口座に振り込みをお願いします。振り込まれる際は、名前と何月分分かるよう「アンザイ4-3」（安西4月～3月の1年分）、「タカハシケ4」（高橋兄弟二人の4月分）、「タカハシケ4-9」（高橋兄弟4-9月分）-などと記名。

登録費を振り込む場合は、別にして冒頭に「ト」を入れ、「アンザイト」とか（安西登録費）、「アンザイ9-12ト」（安西9月～12月と登録費）としてください。複数スカウト分をまとめて振り込む場合は「ケ（家）」としてください。登録費の振り込みは、12月末までですが、できれば入金も12月になってからお願いします。分からないことがあれば、育成会会計の高橋に問い合わせをお願いします。（090-6527-3115）

議事一切を委任する旨、団委員長または事務局に連絡すれば委任状とみなされる。

第4章 団会議

- 第16条 団会議は、団委員長・副団委員長・各隊隊長・各副長で構成される。
必要に応じ団委員およびその他の指導者が参加する。
- 第17条 団会議の議長は、団委員長または指名された副団委員長が行う。
- 第18条 団会議は、原則として毎月団委員長が招集する。
- 第19条 団会議は、スカウトの教育に関する事項を協議することを目的とする。
- 第20条 各隊隊長は、日本連盟の委託により県連盟が開設する指導者養成機関を修了した者とする。
- 第21条 各隊隊長は団委員長が、委嘱する。
- 第22条 各隊副長は隊長の推薦により団委員長が委嘱する。
- 第23条 各隊隊長および副長の任期は1年として、再任をさまたげない。

第5章 慶弔及び病気災害見舞

- 第24条 友好団の慶弔については、団委員長または団委員会で決定する。
- 第25条 この章の内容は、事前または事後に必ず団委員会の承認をえなければならない。

第6章 表彰

- 第26条 本団の団指導者として5年間奉仕した者に、記念品を贈呈する。
- 第27条 本団の名誉を高める功績のあった者または隊を表彰する。
- 第28条 成人になったスカウトに記念品を贈呈する。
- 第29条 その他、団発展に寄与した団関係者を表彰する。
- 第30条 表彰に関しては、団委員会において決議する。

第7章 その他

- 第31条 この規約は団総会で審議され、総会の出席者(委任状を含む)の三分の二の賛同を得なければならない。
なお、規約の改定は上記に準じて承認される。

附則

- 施行：平成11年 9月 1日
一部改定：平成18年 9月10日
一部改定：平成20年 9月28日
一部改定：平成28年 4月24日